

## 「福島ひろば」で聞いたお話

古野恭代 (原発民衆法廷、日韓つながり直しキャンペーン)



私は慰安婦問題や放射線問題に関わってきて、ふくかなのメンバーとしても活動しています。

4月20日に新横浜のオルタナティブ生活館を全館使って開催された「脱原発市民会議かながわ&ハーベスト・ムーンLIVE」で、私は3階の「福島ひろば」を手伝いました。福島の郷土食、凍み餅を焼いて来場者にお出しし、福島からの避難者を中心とした「語りの場」を、ふくかなの仲間と一緒に作る試みでした。村田団長の奥様らが凍み餅を準備され、焼き方を教えてくださいました。また、福島から避難された美容師の白川ケイ子さんが凍み餅の作り方を話してくださいました。「凍み餅はヨモギ色をしているけど緑色はヤマゴボウの葉っぱ。作るときは、ゴンボッパを乾燥させ、うるち米・もち米半々を蒸したのと一緒に搗いて、まるめて紐につるすの。幾晩も凍らせて乾燥したら出来上がり。米はくず米を使うけど、凍み餅はごちそうだった」と話されました。いい匂いに焼けてきた凍み餅を味わいながら、白川さんのお話の続きを聞きます。

白川さんは、南相馬の小高で長く美容師をされていました。10年ほど前、お店を小さな電球でライトアップしたら、それが暗い福島の夜を明るく彩ったため、地域の大勢の人が取り入れて最後は100軒近くの家がイルミネーションで輝くようになりました。やがてコンテストが開かれるようになり、白川さんは毎回1等を取るので「殿堂入り」になってしまいましたが、12月初旬から正月過ぎまで、その美しい夜景を見に来る人のためにバスが出され、テレビ局が取材に来ました。住民自らが手づくりで生み出した、気品と、暖かさ、まぶしい輝きに満ちた、冬の小高の光のファンタジー・・・あの小高は・・・もうありません。仕事熱心な美容師さんから仕事を奪うだけでなく、地域から美しい夜景を奪った国と東電、この責任をどう取る積りなのですか？

### ふくかな活動日誌から

- ◇ 4月5/6日：第2回「原発と人権」全国研究・交流会 (福島) 参加
- ◇ 4月20日：脱原発市民会議&ハーベストムーンライブ (新横浜) 実行委員会参加・ブース出展・原告支援 (写真右)
- ◇ 5月19日：ふくかなトライアルセミナー第1回「福島原発かながわ訴訟とは何か? かながわ訴訟勉強会」を企画・主催・原告支援 (3面に講演要旨)
- ◇ 5月25日：第20回「公害・環境、健康、まちづくり」フェスタ・ブース出展、ステージアピール
- ◇ 5月28日：第3回口頭弁論傍聴・支援
- ◇ 6月4日：第39回全国公害被害者総行動デー 総決起集会 (東京) 参加・原告支援
- ◇ 6月5日：同上 各省交渉 (東京) 原告支援

### みんなで傍聴に行こう！— 口頭弁論期日のご案内

- 第4回 / 7月16日 (水)
  - 第5回 / 9月3日 (水)
  - 第6回 / 11月19日 (水)
- 横浜地裁 101号法廷



※地裁前に午後1時に集合、ミニ集会后、傍聴券の抽選に並びます。裁判の開廷は午後2時から約1時間。終了後、弁護団主催の報告集会もあります。



上114・20、原発かながわ訴訟をテーマに開かれたシンポジウム/下11凍み餅の話題が弾んだ「福島ひろば」

### 呼びかけ人、新たに4氏 (敬称略50音順)

牛山元美 (さがみ生協病院 内科部長)、おしどりマコ・ケン (記者・芸人)、神田香織 (講師)、清水雅彦 (日本体育大学教授)

### 編集後記

安倍首相の集団自衛権ゴー、狂気じみた『美味しんぼ』たたき…一足先に梅雨が来たようなうっとうしい2014年5月。と思っていたら、突然、雲間から陽光が射した。厚木騒音訴訟の横浜地裁判決、大飯原発差し止め福井地裁判決。「司法は生きていた」の垂れ幕がまぶしかった。(村田)

＜お詫び・訂正＞原告団だより第4号3面「傍聴席から」の筆署名古野泰代さんは古野恭代さんの誤りでした。お詫びして訂正します。

# 福島原発訴訟 第5号 かながわ原告団だより



発行●福島原発かながわ訴訟原告団  
〒231-0011 横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル6F 馬車道法律事務所内  
TEL: 090-2742-5572 (村田) / 080-3155-8521 (岩淵) FAX: 045-662-4831  
E-mail→kanagawagenkokudan@gmail.com  
H.P.→http://110311fkg.jimdo.com/

## 第3回口頭弁論 裁判長が交代

福島原発かながわ訴訟の第3回口頭弁論が5月28日(水)、横浜地裁第5民事部(相澤哲裁判長)で開かれました。4月の人事異動で裁判長と右席陪判事が交代したため、弁護団は「弁論の更新」を行い、訴訟の



報告集会で審理の内容を解説する山崎弁護団副団長(右)と満員の会場(5月28日、横浜市中区)

内容、意義について基本的な主張を陳述。さらに、避難指示区域外からの避難の正当性を裏付ける低線量被ばくの危険性と、東電が安全対策を怠ったために事故を引き起こした経緯について、詳細な主張を展開しました。また、富岡町から川崎市に避難している第3次原告の1人が、3年余を経過しても放置されたままの被害者の実情を訴え、相澤裁判長も真剣に耳を傾けました(2面に原告陳述の概要)。

開廷に先立つ傍聴抽選には100人近い支援の人たちが並び、定員70人の傍聴席は満席。原告23人も含め、法廷は熱気に包まれました。閉廷後の「進行協議」で、次回7月16日、9月3日に続いて、11月19日に第6回口頭弁論を開くことが決まりました(いずれも午後2時から、101号法廷)。

### 「大飯判決」を見よ 弁護団陳述

冒頭の意見陳述で、黒澤知弘弁護団事務局長は21日に出された大飯原発差し止め訴訟判決を取り上げ、①生命を守り生活を維持するという人格権は憲法上の権利であり、公法、私法を問わず全ての法分野で最高の価値を持つ②原発に求められる安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならない③原発の危険性の本質、もたらす被害の大きさは福島原発事故を通じて十分に明らかになった、と判示している点を強調。「原告らは、まさに生命を守り、生活を維持するという人格権の根幹部分を侵害されている」「高度の安全性を維持すべき義務を怠って事故を引き起こした国と東電の責任を明確にすることが不可欠」「被害者は責任を前提にした完全な『賠償』を求めているものであって、『恩恵』を求めているものではない」との基本的な立場を主張しました。

小賀坂徹代理人は、放影研の「広島・長崎被曝者の死亡率に関する研究」、アナンド・グローバー国連特別報告者の調査・勧告などを挙げ、「低線量被ばくの危険を避けるための避難は、人格権に基づく憲法上の権利だ」として、「避難に合理性はない」とする東電側の主張に反論しました。

林裕介代理人は、パワーポイントを使って電源喪失から冷却機能を失った事故経緯を詳細に論証しました

### 原告団第2回総会 事務局長退任、岩淵副団長が代行

原告団は3月29日、横浜市西区のかながわ県民サポートセンターで第2回総会を開き、役員再任、規約の一部改正(役員任期の短縮など)を承認しました。総会后、坂本建事務局長から「避難者支援活動に専念したい」と退任の申し出があり、4月19日の役員会で了承しました。当面、岩淵馨副団長が事務局長を兼任します。



## 第3回口頭弁論 原告の意見陳述（大要）

時間が経つにつれ  
喪ったものの大きさが迫ってくる  
I . Y （富岡町から避難）

### ●豊かな自然と人のつながり

私は福島県富岡町の実家で、父と妻の3人で暮らしていました。38年間の教員生活の後、幼稚園での幼児教育に新たな生きがいを見出していました。

富岡町は、海と山に囲まれた豊かな自然を誇る町でした。地域では、四季折々の行事がありました。彼岸やお盆のお墓参り、運動会やパークゴルフなどに楽しく参加していました。ご近所11軒の隣組で、病気の見舞いや葬儀の手伝いなど、助け合って生活していました。親戚も車で1時間強の範囲に住んでおり、人との関わりが密で、ほとんど孤独ということを感じることなく生活してきました。

家には、庭を造りました。大きな庭石や木々を配し、玉砂利を敷き詰めました。妻は、草1本ないよう、熱心に手入れをしていました。父は野菜作りが大好きで、よく取れたものを近所の人にあげていました。家の周りには柿、梅、いちじく、ゆず、すだち、キウイなどの果樹を植え、みょうが、タラの芽、うど、わらび、ぜんまいなどの山菜類も作っていました。妻はこれらの食材を使っていろいろな料理を作り、人を招くのが大好きでした。台所を、友人たちは「憩いの場」と読んでいました。

### ●着の身着のまま避難

3月11日の地震発生後、私は幼稚園に迎えにきた妻の車で避難所や親戚の家を転々とし、結局家に戻ることはできませんでした。私は手帳と財布、お弁当箱、妻も免許証と財布が入ったバック1つで、文字通り着の身着のままでした。避難所には情報が入らず、わたしたちは津波のことも原発事故のことも知りませんでした。避難するとき、道路はものすごい渋滞でした。反対車線をサイレンを鳴らし赤色灯を点滅した自衛隊や警察の特殊車両が何十台も走って行き、ガソリンは段々少なくなり、本当に心細く、恐ろしい思いをしました。

川崎市に住む長男がアパートを借りてくれ、4月9日、1ヵ月ぶりに家族水入らずの生活ができるようになりました。

### ●生きがいを喪った空しい日々

事故によって私たちは、これまでの生活を突然奪われ、

人生設計の変更を余儀なくされました。

長男は、ゆくゆくは福島に戻り、私たちと一緒に富岡町で暮らす予定で、平成4年に家を建て替えました。それなのに私たちは実家に戻れなくなり、老後の人生設計ができなくなってしまいました。

豊かな自然も、おいしい作物も、もう味わうことができません。病気を見舞ってくれる人も、お茶を飲んで話に来てくれる人もいません。ばらばらになり、濃密な人間関係は喪われ、私たちは家族だけで、ひっそりと、孤独に暮らしています。私の心の中には、ふるさとの風景が残っています。時間が経つにつれ、ふるさとを喪った精神的苦痛は薄れるどころか、だんだん大きくなってきます。喪ったものの大きさが、心に迫ってくるのです。

定年退職とは違い、何の準備もなく、私は職を失いました。生きがいとして取り組んできた3年保育の試みがやっと結実し、初めての卒園児を送り出す日を目前にした原発事故でした。私は今、何もない空しい日々を繰り返しています。どうすれば良いのかが分からず、不安で、夜、眠れません。

父は、富岡にいるとき脳梗塞をわずらいましたが、回復して畑に出たり散歩したりできるようになっていました。しかし、今はもう歩くことができなくなってしまいました。父は、二度と故郷を見ることはできないでしょう。

### ●子どもたちに安全な環境を

私たちの家がある地区は、居住制限区域に指定されています。事故があった年の8月、初めて一時帰宅しました。丹精した庭は見る影もなく、丈の高い草に覆われ、玄関までどうやって行けば良いのかわからないほどでした。2年目に一時帰宅したとき、家の中は所かまわずねずみの糞尿が散乱し、敷居まで齧られていました。妻はとても悔しがっています。政府は当初、年間追加被ばく線量1mSvをめざすといっていたにもかかわらず、いつの間にか20mSvまでは大丈夫だとしています。私は、政府の言うことが信用できません。だから、政府から「もう、安全だから帰れ」といわれても、到底、安心して帰ることなどできません。

平成23年12月に、当時の野田首相は「事故収束宣言」を行いました。私はこれを聞いて、深い悲しみを覚えました。原子炉の中がどうなっているのかわからず、汚染水問題も解決せず、核廃棄物をどうすることもできない状態で、何が収束だのでしょうか。このような原発を子孫に残すことはできません。今回の事故で、ひとたび事故が起きると大変なことになるということがわかったのですから、原発は本当に、もう、やめてほしいと思います。

将来の子どもたちに安全な国土を渡す、未来に向けた安全な環境を残していくのが、私たちの責任だと思っています。

## ふくかなトライアル・セミナー第1回報告

## 福島原発かながわ訴訟とは何か？

支援・共闘の輪を広げるために、「福島原発かながわ訴訟」をもっと深く知ろうと、「ふくかな」は5月19日、県民サポートセンターで1回目の『トライアル・セミナー』を開きました。村田弘原告団長、黒澤知弘弁護士事務局長を講師に、80名を超える人たちが参加、5万3千円を超えるカンパが寄せられました。セミナーの要旨をまとめました。

### ●講演Ⅰ「人間の尊厳」の回復を求めて…絶望から希望へ 村田弘さん（福島原発かながわ訴訟原告団 団長）

何故こんな辛ンドイ闘いをしなければならないのか。第1に、被害者は命と健康が奪われている。震災・津波の自然災害死を超える1670人以上が「災害関連死」と認定された。子どもの甲状腺がんも疑いを含め89人ある。第2に、原発事故で自然豊かな「ふるさと」を奪われ、賠償問題などで、地域も人間関係も分断された。

今、国は年間被ばく線量1mSvを棚上げし、20mSvを物差しにして「帰還困難地区、居住制限地区、避難指示解除準備地区」と線引き。「困難地域」は切り捨て、それ以外の避難者には時期を区切って帰還を迫っている。黙っているのは、被害者が切り捨てられる。私たちは、裁判で①当面の生活再建②奪われ失われたものの回復を要求しているが、何よりも求めているのは事故の原因・責任の明確化と、被害の全体像を踏まえた「人間の尊厳の回復」である。被害者が互いに寄り添い、共に闘ってくれる人々への感謝と信頼、正義と道理への確信によって、「絶望から希望への道」は開けると信じている。

### ●講演Ⅱ 完全賠償へ…1人の泣き寝入りも許さず 黒澤知弘弁護士（福島原発被害者支援かながわ弁護士事務所 局長）

**<被害と避難者>** 福島原発事故は、日本の歴史にない被害をもたらした。避難指示区域の市町村には21万人が住んでおり、8000の企業、99の学校、約2万人の子どもがいた。山、海、川、農地を含む豊かな自然、地域社会が根こそぎ破壊された。**<地域と人間関係の分断>** 政府の避難指示によって、指示区域内の避難者とそれ以外の滞在者、避難者（いわゆる「自主避難者」）に分断された。賠償の多寡によって溝が深まり、さらに避難指示区域も放射線量による区域が再編され、賠償打ち切りとセットにされた避難指示解除時期をめぐる事態はますます混乱している。

**<原子力損害賠償制度と賠償請求>** 原子力損害に関する法律（「原賠法」）は、被害者救済の視点から「無過失責任」の考え方が取り入れられている。これは事業者責任を集中させ、国やメーカーが責任を逃れるいびつな形になっている。今回の事故で損害賠償請求の方法は①東電への直接請求②原発ADR（紛争解決センターによる和解仲介）③民事訴訟、の3つ。①②では損害の範囲が実質（1）東電が認めるもの（2）原子力損害賠償審査会の「中間指針」の範囲内に限られる。

慰謝料に限れば、中間指針の中心は避難指示区域内の「1人月10万円」がベースになっており、区域外避難者に対しては2011年分として大人1人8万円、妊婦・子ども1人60万円、12年分として1人8万円が払われただけだ。

**<賠償の現状と限界>** ①②の仕組みでは、「加害者が認める範囲内の賠償」という本質的な矛盾があり、慰謝料に関しては避難に伴う「実費」的な極めて低い水準だ。生活を破壊され、ふるさとを奪われたという根本的な被害に対する賠償を求めるには訴訟しかない。現在、全国16地裁と1支部で約6700人が原告となって集団訴訟が行われている。

**<訴訟の意義と主な争点>** かながわ訴訟での請求は①避難慰謝料（1人月35万円）②生活破壊、ふるさと喪失慰謝料（1人2000万円）③不動産、財物賠償（個別請求）④損害の終期、区域再編による賠償打ち切りは認めない、の4本柱。中でも避難指示の有無にかかわらず放射能被害からの「避難の自由を」を認めさせる②④が重点。

主な争点は①国と東電の責任（国の規制権限不行使と事故の予見可能性、結果回避可能性）②東電の過失の悪質性③低線量被ばくの影響と避難の合理性などだ。事故の原因と責任を明らかにし、「1人の泣き寝入りも許さず」、全ての被害者に対する公平な完全賠償を実現することによって、将来の原発事故の再発防止につなげたい。（塚本鉄夫／ふくかな運営委員）

### 傍聴席から いよいよ正念場！

いよいよ、これから正念場をむかえつつあるのだという実感を持ちました。「責任と賠償は表裏のもの」…。国や東電の引き起こした事故の充分なる解明と責任の追及があってこそ初めて、完全なる賠償が可能になるという信念のもと3人の弁護士さんから、最新の状況に基づいた鋭い追及がありました。それぞれ「裁判の意義と大飯原発判決との共通性」「低線量被曝」「事故経過と過失」などです。

また、抑制のきいた話ぶりながら、家を追われ異郷の地で暮さねばならない切々たる思いが原告によって意見陳述されました。このような被災者の方の「事実に基づいた生の声」は、状況をより深く知るためにどうしても欠かせないものだ改めて感じ、今後とも継続されることを強く望みます。

また、3回目の今回、特に印象深かったのは、プロジェクターを使って可視化をしたり意見陳述の内容を読み上げたりと、「参加者全員がこの裁判への認識を共有しよう」とする弁護士さんたちの努力です。これから、早期帰還やそれに伴う賠償打ち切り問題が次々と迫ります。一部の人の犠牲をものともせず突っ走るこの社会のありように、私たちも慣れてしまっていないか。目の離せないこの裁判に、私たちも心して臨まねばと考えています。（記・錦織順子／ふくかな共同代表）